3　贈与の供与期限　平成二十八年三月三十一日まで
4　署名者
日本側　中根一幸外務大臣政務官
ラオス側　サルムサイ・コンマシット外務副大臣

平成二十七年七月十六日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十号

平成二十七年七月四日に東京で、ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日本側　中根一幸外務大臣政務官
ラオス側　サルムサイ・コンマシット外務副大臣

平成二十七年七月十六日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十一号

平成二十七年七月六日にマジュロで、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　三億円
3　署名者
日本側　渡邉博在マーシャル臨時代理大使
マーシャル側　トニー・デブルム外務大臣

平成二十七年七月十六日
外務大臣　岸田　文雄

○国土交通省告示第八百六十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十七年七月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録番号　補・第1―㈢号
二　登録養成施設の名称　国土交通大学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　桑田　俊一
四　変更年月日　平成二十七年六月二十六日

○外務省告示第二百五十二号

平成二十七年七月六日にマジュロで、マーシャル諸島共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマーシャル諸島共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　一億円
3　署名者
日本側　渡邉博在マーシャル臨時代理大使
マーシャル側　トニー・デブルム外務大臣

平成二十七年七月十六日
外務大臣　岸田　文雄

○国土交通省告示第八百六十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第九回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年七月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年七月十七日（縦覧期間二週間）
二　縦覧場所　千葉県四街道市物井六百十三番地
独立行政法人都市再生機構千葉東部業務事務所
三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○防衛省告示第百三十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月十六日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年七月二十三日から同年九月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒
(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒
(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒
(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十三号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月十六日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年七月二十三日から同年九月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒
(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十四号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年七月十六日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年七月二十三日から同年九月二十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四メートルまでの間
(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒
(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒